

報道関係者 各位

令和5年8月7日

【照会先】

秋田労働局労働基準部賃金室

室長 佐藤博幸

賃金指導官 佐々木善則

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田県最低賃金専門部会（令和5年度第3回）の開催について

秋田地方最低賃金審議会（会長 長岐和行）は、第3回秋田県最低賃金専門部会を下記の日時に開催します。

今回の専門部会では、秋田県最低賃金の改正決定に関する金額審議を行う予定としています。

記

1 日時 令和5年8月7日（月）午後1時30分から

2 場所 秋田合同庁舎 第2会議室（5階）秋田市山王7丁目1番3号

3 議題

- 秋田県最低賃金の金額審議について
- その他

4 傍聴等申込要領及び注意事項

(1) 傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号及び所属を明記の上、下記の宛先まで電子メールにてお申し込みください。

※締切：令和5年8月7日（月）10時必着

秋田地方最低賃金審議会事務局（秋田労働局労働基準部賃金室内）

E-mail：chinginshitsu-akitakyoku@mhlw.go.jp（@以下はエム、エイチ、エル、ダブル～）

(2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別に御連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）

(3) 本会議は公労使三者が集まって議論を行う全体会議は公開とし、公労・公使会議といった二者会議の場については、公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため非公開とします。二者協議の開始前に事務局より御案内しますので指示に従っていただきますようお願いいたします。

(4) カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきます。